

04 健障支第 510 号
令和 4 年 9 月 28 日

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
特定相談支援事業所 管理者様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

就労移行支援事業、就労継続支援事業の在宅支援における
本市の取扱いの一部追加内容について

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。令和 4 年 10 月 1 日以降における就労移行支援事業および就労継続支援事業の在宅支援における本市の取扱いの一部追加内容について、別紙のとおりご案内致しますのでご確認の上、ご対応いただきますようお願い致します。

【主な変更点】

- ・在宅支援としての支給決定後に、当初利用していたサービス提供事業所から他の事業所へ変更等する場合には、区役所・支所への関係書類の提出を行うこと。

(問い合わせ先)
認定支払係
052-972-2639